

新規学卒者・U・Iターン就職者に対して、

50万円分又は**100万円分**の地域限定商品券を交付！



さらに、奨学金返済支援として、**最大120万円**を交付！

ふるさと就職奨励金交付制度のご案内

市では、雇用の安定確保及び移住・定住の促進を図り、活力あるまちづくりの推進に寄与することを目的として、市内に居住する新規学卒者のかた、U・Iターンによって市内に移住したかたが、市内事業所に就職した場合に奨励金を交付しています。

さらに、奨学金の返済を行っているかたに対して、奨励金の加算措置があります。



交付対象となるかた

※この奨励金の交付対象となるかたは、次のいずれにも該当するかたです。

- 1 市内に居住する新規学卒者（中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、専門学校又は専修学校を卒業して1年以内の30歳未満のかた）又はUターン者（過去市内に居住していたかたが、市外に転出し、市外で就職又は就学した後に、本市に再転入した50歳未満のかた。）又はIターン者（過去市内に居住したことのないかたで、本市に転入した50歳未満のかた）であること。
- 2 次のいずれかに該当する事業主が運営する市内事業所に就職していること。（地方自治法に規定する公共的団体等を除く）。
 - (1) 中小企業基本法に規定する中小企業者
 - (2) 中小企業等協同組合法に規定する事業協同組合及び企業組合
 - (3) 中小企業団体の組織に関する法律に規定する協業組合
 - (4) 社会福祉法に規定する社会福祉法人
 - (5) 医療法の規定に基づき開設した病院又は診療所を運営する医療法人または個人（市外においても病院又は診療所を運営しているものを除く。）
 - (6) 学校教育法の規定に基づき設置した幼稚園、高等学校、大学又は専修学校を運営する学校法人
- 3 市内に居住していること（Uターン者若しくはIターン者においては就職日から起算して前後6か月以内に本市に転入していること。）
- 4 1週間の所定労働時間が通常の労働者と同程度である旨の労働契約（雇用期間に定めのないものであって、1週間の所定労働時間が30時間以上のもの）に基づき雇用され、雇用保険一般被保険者となっていること。
- 5 高等学校教員、大学教員又は専修学校教員でないこと。
- 6 1年を超えて市内に居住していること（交付時）。
- 7 市税を滞納していないこと。

※奨学金返済支援の加算措置の対象となるかたは、上記のほか次のいずれかの奨学金の返済を行っているかたです。

- (1) 芦別市奨学金貸与条例に基づく奨学金
- (2) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金（第1種・第2種）
- (3) 芦別市以外の地方公共団体が貸与する奨学金
- (4) その他市長が認める貸与型奨学金

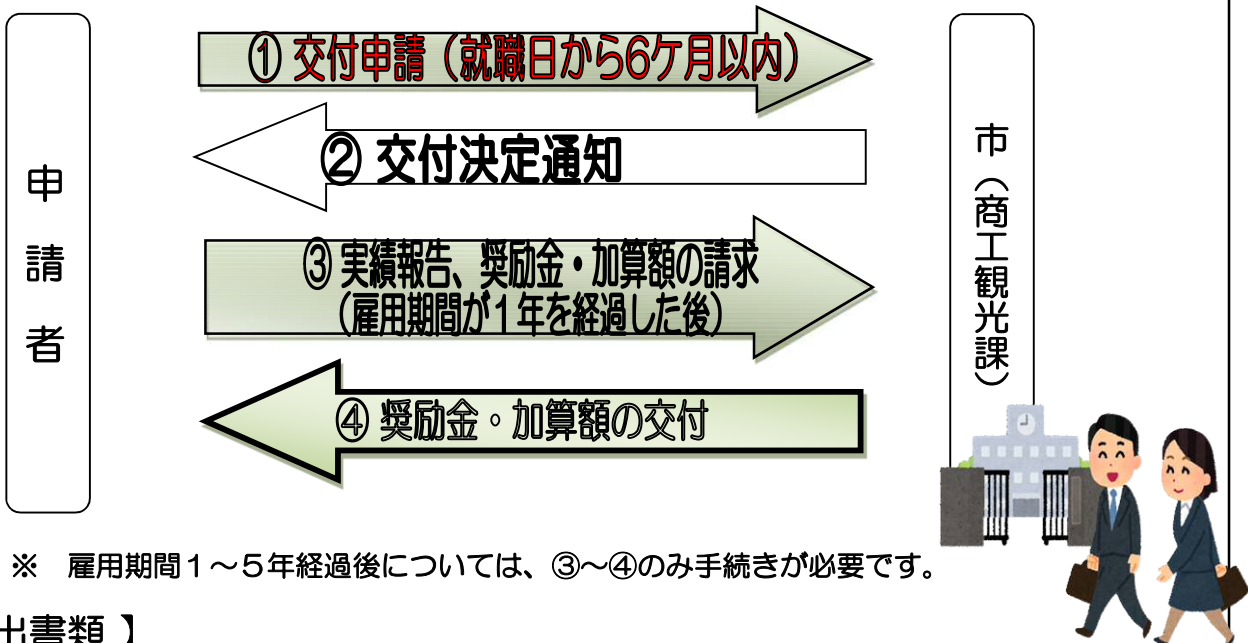
交 付 額

- 1 就職後5年間において、雇用期間1年を経過するごとに10万円分ずつ、5年間で合計50万円分の地域限定商品券を交付します。
- 2 芦別高等学校を卒業後、1年以内に市内事業所に就職した場合、就職後5年間において、雇用期間1年を経過するごとに20万円分ずつ、5年間で合計100万円分の地域限定商品券を交付します。
- 3 ふるさと就職奨励金の交付対象者のうち、奨学金を返済しているかたは、就職後5年間にわたり、毎年の実償還額に応じて奨励金を加算受給することができます。5年間の支給総額は「交付申請日における未償還残高の2分の1」又は「120万円（年額24万円）」を比較して、いずれか低い額です。交付決定日以降の最初の返済日の属する月から12か月を超えるごとに、年間分を現金で交付します。

※ご注意ください

例) 4月1日に就職された方が翌年の3月31日に退職した場合は交付対象となりません。
(2~5年後のかたも同様です)

交付手続き



※ 雇用期間1~5年経過後については、③~④のみ手続きが必要です。

【 提出書類 】

交付申請時

- ・ 交付申請書
- ・ 住民票（市役所市民年金係で取得）
- ・ 納税証明書（市役所納税係で取得）
- ・ 内定通知書の写し（会社又は本人）
- ・ 雇用契約書の写し（会社）
- ・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し（会社）
- ・ 卒業証明書または卒業証書の写し（新規学卒者のみ）
- ・ 加算額算出調書（奨学金返済支援対象者のみ）
- ・ 奨学金の返済額、返済開始月及び返済期間が確認できる書類の写し（奨学金返済支援対象者のみ）
- ・ その他市長が必要と認める書類

実績報告時

- ・ 実績報告書
- ・ 住民票（市役所市民年金係で取得）
- ・ 納税証明書（市役所納税係で取得）
- ・ 事業所の在職証明書
- ・ 奨学金を返済したことを証明する書類の写し（奨学金返済支援対象者のみ）

奨励金の請求

- ・ 交付請求書

問合せ先 市商工振興係 ☎27-7376(直通)